

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号機工事計画）（26）
2. 日時：令和2年11月17日 14時20分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、小野安全審査専門職、土居安全審査専門職、
西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他1名

原子力本部 原子力部 部長、他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】（02-エ-D-01-0036_改0）
- （2）基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】（02-エ-D-01-0060_改0）
- （3）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（02-他-F-01-0032_改0）
- （4）補足-100-1 【工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について】（02-補-E-01-0100-1_改2）
- （5）先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について）（02-補-E-24-0001_改1）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、それでは女川原子力発電所 2 号機、工事と工事計画認可申請のヒアリングのほうを始めたいと思います。
0:00:11	東京はまず基本設計方針のところの条文の説明ですね 15 条関係と 54 条関係のところですね、の
0:00:23	一体と思いますけれども、まず資料の確認のほうからお願いいたします。
0:00:30	はい、東北電力のミノでございます。ただいまご紹介ありましたように、本日各逐条のですね、基本設計方針につきまして御説明させていただきますよろしく お願いいたします政党資料のほうは本日二つとなっております。
0:00:46	それでは資料のほう確認させていただきます。一番としまして、基本設計方針に関する説明資料、
0:00:53	第 15 条、設計基準対象施設向きの資料の方がやっぱ見方を通行で 010036、吊具 36 のものがございます。2 番としまして、同じく、
0:01:10	第 54 条、重大事故等対処設備、資料番号が次の 60 でございます。以上、二つでございます。よろしくお願いいたします。
0:01:21	。
0:01:22	はい、ありがとうございます。過不足なく資料のほうですねいただいておりますので、それではまず 1 番目の資料のほうからですね、資料内容のほうの説明をお願いいたします。
0:01:39	はい、東北電力のオクでございます。それでは一番の資料といたしまして、15 兆設計基準対象施設の機能の基本設計方針を御説明させていただきます。
0:01:50	1 ページめくっていただいて 2 ページ目からになります。
0:01:54	今回の御説明も前回までと同様に、赤字の設計設備等の設計の際になっている箇所を重点的に進めさせていただきます。
0:02:04	2 ページ目ですが、こちら核燃料物質の取扱貯蔵施設の基本設計方針になりまして、
0:02:11	燃料取扱設備貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の冷却浄化設備、こちらに関する共用に関する設計方針を記載してございます。
0:02:22	女川ではこちらが共用となっておりますので赤字で先ほどなっております。
0:02:28	あと一番下の文章につきまして黄色ハッチついてございますが、こちらは弁の名称を適正化したというところで差異がございますが、そういった修正を行ってございます。
0:02:40	続きまして 3 ページ目になります。3 ページ目からは原子炉冷却系統施設の共通項目の基本設計方針となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	3 ページ目につきましては表現の遠いのみとなっておりますので、招待分かったいたします。
0:02:56	4 ページ続きまして 4 ページ目、こちらも表現の差異みたいになってございますので詳細は割愛いたします。
0:03:05	5 ページ目ですが、こちらで赤字になっている部分につきましては、総合接続の部分につきましては、女川では相互接続する機器があるため、相互接続しない旨は記載していないというところで差異がございます。
0:03:21	続きまして 6 ページ目です。
0:03:24	6 ページ目で赤字になっているところにつきましては、ナガオ申請段階において新検査制度、そこになってございますのでこちら検査名称的経過したことによる、先行プラントの差異がございます。
0:03:40	続きまして 7 ページ目になっておりますが、
0:03:44	こちらは
0:03:45	このプラントの差異といたしましては、女川では金利系の共通に属する設備で影響しているものはないというところで、女川記載ないということでそういう答えです。
0:03:58	続きまして 8 ページ目。
0:04:00	なりますと 8 ページ目は減税系の個別項目についておりますけど、こちらも先行プラントの差異プラントとの差異としましては、現地で系に属する安全設備で共用しているものを女川ではないというところから記載ないということで相違がございます。
0:04:16	続きまして 9 ページ目になりますが、9 ページ目のは蒸気タービンの基本設計方針になりまして、こちらも女川では、蒸気タービンに属する安全設備で共用がないというところで記載ございません。
0:04:31	続きまして 10 ページ目になります。
0:04:34	10 ページ目は計測制御系統施設の基本設計方針では赤字となっている部分につきましては、女川では通信連絡設備の一部、
0:04:44	どうぞ。
0:04:50	共用してる設備が違うというところで赤字の回答になってございます。
0:04:55	続きまして、11 ページ目になります。
0:04:58	11 ページ目は、発電用原子炉の運転を確認するための制御装置というところで中央制御室の部分になりますが、長の側では中央制御室の共用はしていないというところで、
0:05:10	記載ございません。
0:05:13	続きまして 12 ページ目。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:15	になりますと 12 ページ目は、廃棄物の廃棄施設になりますが、こちら女川では廃棄施設の一部を多忙と共用してございますが、先行プラントと共用している設備が違うということと、
0:05:29	また 15 条 15 番の基本設計方針に記載している通り、プラスチック固化し固化装置休止というところで女川早うございましたので、
0:05:38	こちらへ記載してございます。
0:05:41	黄色ハッチがついている箇所につきましては、
0:05:46	初回申請の段階からちょっと基本設計方針の記載を一部適正化したことによって、直近のかつつけてございます。
0:05:55	続きまして 13 ページ目になります。
0:05:58	13 ページ目は放射線管理施設の基本設計方針となります。
0:06:04	こちらモードは、恒設の測定室や各種放射線モニター等も影響してございまして、先行プラントと共用
0:06:14	している安全設備が違うというところで赤い猫サイトになってございます。14 ページ目も同様で、
0:06:21	共用している安全設備等また供用を行っている 8000 用原子炉施設が相違しているというところで差異がございまして。
0:06:32	続きまして 15 ページ目になります。
0:06:35	15 ページ目は、女川では、
0:06:38	と中央制御室を共用していないというところでシノテ凝縮の関係であったりそれから遮へい等の共用がないというところで、先行プラントとの差異がございまして。
0:06:50	続きまして 16 ページ目になります。
0:06:53	16 ページ目は原子炉格納施設の基本設計方針であります、女川では駅へ液体窒素蒸発装置を共用してございますのでこちら先行プラントと共用している設備が異なるというところでございます。
0:07:10	続きまして 17 ページ目になりますが、
0:07:13	こちら非常用電源設備の設計方針で、なおでは非常用電源設備に特化する安全設備で共用等を行っているというふうには言わないというところで記載ございません。
0:07:27	続きまして 18 ページ目になります。うちの 8 ページ目は常用電源設備の基本設計方針で、
0:07:34	女川では送電線開閉所と共用していたり、共通用高圧母線を相互接続、3 号機相互接続しているというところで、先行プラントと。
0:07:46	設計の差異がございましてこちら赤字で示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:52	続きまして 19 ページ目になりますが、
0:07:54	19 ページ目補助ボイラーの
0:07:59	方針で、こちらにつきましては共用している発電用原子炉施設が先行プラントと違うというところで強要するのは一定というところはやっぱり設計の差異として示してございます。
0:08:12	続きまして 20 ページ目になります。
0:08:15	20 ページ目がKase内防護施設設備の基本設計方針ですが、こちら女川では、消火ポンプ消火水槽を許容してございますが、
0:08:25	先行プラント等共用している設備が違うというところで赤字で示してございます。
0:08:31	続きまして 21 ページ目になりますが、浸水防護施設の基本設計方針で、こちら女川では、
0:08:38	浸水防護施設に特化する安全設備等を共用していないため、こちらを流れを記載ございません。
0:08:47	続いて 22 ページになりますが、こちらを補機駆動用燃料設備の設計方針、こちら女川では、この設備に該当する設備共用していないというところで、
0:08:58	全国のものまでは記載ないということでございます。
0:09:05	続いて 23 ページ目がありますが、緊急時対策所。
0:09:09	こちら女川では来女川 2 号の緊急時対策所は他号機と共用していないというところで、はいとなってございます。
0:09:19	うちの仕事につきまして説明は以上となります。
0:09:24	はい。御説明ありがとうございました。それでは規制庁側のほうから何かコメントエアの指摘事項ありましたらお願いいたします。
0:09:40	原子力規制庁のミヤモトですけれども、12 ページのところ廃棄物が貯蔵設備のところの確認です。これ以前別の条文だったともCSTタンクS/P水のタンクのところ、
0:09:56	撤去になると思いますそれで後ろのページで言うと、許可整合のところ、
0:10:12	ちょっと、
0:10:13	。
0:10:17	31 ページのところ、
0:10:21	15 条 65 条関係で 31 ページのところの 15 条の 14-1 について
0:10:27	設工認の前に以前のやつには書いてあったんですけども今回ないということで、多分撤去をなのでなくなるんですけど、ここの部分っていうのは、今指摘した。
0:10:40	12 ページのところ、全く触れなくていい、いいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	少々お待ちください。
0:11:04	お待たせいたしましたと東北電力のオクでございますとこちらの 12 ページ目の治療は、の基本設計方針の変更後の比較表となっておりましたが、今回のFP低につきましては、変更前のみ期待されて撤去されるというところでちょっと特殊な対応となりますので、
0:11:23	この備考欄に変更前 2 のみ記載を撤去するというような旨の記載を追加する方向で見せるように修正を検討したいと思っております。以上です。
0:11:35	規制庁宮沢の内容は了解しました鉄塔別の条文でもう話はしたと思うんですけども、ここで各供用何でここはあれなんですけど、撤去設置許可の添付 8 か何か小此木サプレッション・チェンバの
0:11:52	プールの取り扱いって記載してたと思うんですが、要は撤去後においても漏えいの防止を図るか何かってというのは、そこしかわからないんですけど、書いてあったのでそれがどこかで緩んであればそのときの条文で説明してもらえればなと思いますので今日のところで特に書けということはないの。
0:12:12	了解しました。ちょっと気になっているのでそこだけ確認していただければと思います。
0:12:23	はい、東北電力のオクで承知いたしました／条文もちょっと確認しまして、必要に応じて記載を追加等したいと思います。以上です。東北電力ハセガワです。今の件ちょっと補足しますが、S/Cサプレッションプール水貯蔵系の撤去、この件については
0:12:41	廃棄施設の本文側の審査で対応となります。本文側で廃棄施設の変更前後比較していくと、もちろんサプレッション・チェンバ撤去するそれ基本設計方針の変更なんで、もちろん改造工事に当たります。
0:12:57	今現状はサプレッションプール水貯蔵系の撤去、それに伴う影響等について、補足説明資料今一応準備はすることとしておりますので、そちらで御回答します。ご説明します。
0:13:11	経常分野ですあわかりました、了解です。あともう 1 点が確認す 20 ページのところの設備の供用の火災防護の基本設計方針のところ、多くないオクのいい水消火系の電動駆動ポンプ及び消火水槽を当てたところで、
0:13:29	ちょっとこれ系統図で確認したときに、消火タンクっていうのもあるんですけど、消火炭鉱多分これ消火水槽に水を入れるためだけのものなのではないでしょうか。タンク消火水タンクっていうのは共用しないという認識でいいですかね。
0:13:50	2 テヅカでございます。今のご質問についてお答えしますと、もともとその消火水槽というのに 1 号 2 号共用の屋内消火水系というのがついておまして今回多様化の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:08	要求がございますので、2号の消火の水源として、2号専用の消化水タンクと いったものを消火水槽、
0:14:22	のバックアップ的な形で
0:14:26	消火水ポンプの手前のところにつける形になりますので、
0:14:32	長かつ一般
0:14:34	これは消火水槽に補給するというわけではなくって、それぞれ
0:14:40	100立米アベ110立米以上ですかねえ等のタンカーの水を持っていてええと 消火水槽のほうを常時使う齊唱かつその水がなくなったら消火水タンクのほう に切り換えてそちらの水を使うというような形になります。以上です。
0:15:00	規制庁もですね等条文適合上は、
0:15:05	ここで書いてある必要な量ホール容量確保するっていうところに関しては、消 火水槽で必要な容量を確保できるので、今言われたバックアップとしても今回 発生した消火水タンクは、
0:15:21	ここの共用のところに記載していないという認識でいいですかね。
0:15:28	東北電力のテヅカでございます。
0:15:31	えっとですね、それぞれ必要な量を消化水相当ええと消火水タンクでAと多重 化ということで、水を持ちます。
0:15:46	もともと1号等の方に繋がっておりますので、消火水槽について。
0:15:54	共用設備として設置しましたが、消火水タンクはあくまでも2号の新規制のた めに新設するものなので、1号側の消火には使わないと。
0:16:05	いう位置付けで設置するものです。以上です。規制庁、宮尾です。テヅカさん 元気そうで何よりですすいません私の勘違いで申し訳ないたくさん飲んで言っ てる内容で理解しました消火水タンクは2号機専用などで個々の共用のとこ ろには記載しないっていうところで今日
0:16:24	してる消火水槽だけをここに記載しているということでよろしいと思いたすの で、そういう認識を持ちましたので、特に問題ないと思いたす。以上です。
0:16:40	すみません、東北電力ワタナベですが、先ほどハセガワの説明で間違ってい るので、この場で訂正させていただきますサプレッションチェンバの結果とい うことで何回か説明してますけども、サプレッションプール水貯蔵タンクの撤去で すので、
0:16:57	改めさせていただきます以上で規制庁分野ですありがとうございますサプレッ ション・チェンバ貯蔵プールで認識しましたんで、ありがとうございます。以上で す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	規制庁のドイですけれども、他の記載のルールとかそういったようなところでちょっと確認をしたいんですけれども、2 ページ目のところで、これがすべて設計の差異ってなっていて共用する安全設備の相違ってなってるんですけれども、
0:17:39	それぞれの設備の名称を先行プラント等投影等、
0:17:48	何とか
0:17:50	これ東海第 2 との比較で
0:17:55	設計の差異というふうになってるんでしょうか。他の先行プラントですね柏崎刈羽のことかと同じような機器があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどのような考え方なんでしょうか。
0:18:16	はい、東北電力のオクでございます。こちら備考欄につけについての赤字緑字で色をつけて示してございます再開はちょっと東海第 2 との差分のところで色をつけてございますので、東海第 2 では共用していない。
0:18:33	当該設備を共用していない一方女川では共用しているというところで設計の差異ということで示してございました。柏崎と対象の設備等で大きな差異はないというところで、その他のところでは柏崎と比較につきましては
0:18:49	柏崎刈羽 7 号との比較ということで表題、
0:18:53	をつけて示してございますので、ここの章につきましては、柏崎と差異はないというところで、特にあの際は、
0:19:00	それだけの状態は示していないということでございます。以上です。
0:19:05	規制庁のドイですけれども取りかえいたしました。あとすいません似たような感じでもう 1 点 20 ページのところなんですけれども、
0:19:15	こっちからも設計の差異で共用する安全設備の相違となってるんですけれども、
0:19:25	女川の方ですね消火ポンプと消火水槽というのがあってそれらの先行プラントのほうにもあるのかなというところで、要はの中のほうが大きい A という機器を共用しますとなって当東海第 2 のほうは A と B の
0:19:44	設備を共用しますってなった時への分のところは共通なんじゃないかなというところでその中を合わせて赤字にしちゃってるのかなというような感じがしたんですけれどもその辺のところ時歳以上の記載方針ですかねその辺のところをちょっと教えていただければと思います。
0:20:09	他電力のテヅカでございます。この 29 ページのところにつきましては、女川の場合ですと、国内へへへ水消火系統屋外水消火系がございまして、屋内水消火系は 1 号機と共用しますが、
0:20:26	屋外水消火系のほうは新設の 2 号機専用になります。それに対して、東海 2 号の場合は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	構内消火ポンプと消化ポンプというものがございすが、これがですね。構内というのを屋外に当たってディーゼル駆動消火ポンプというのが、
0:20:50	国内のほうに当たりますのでええと屋内屋外両方とも
0:20:59	共用しているということでええと女川落として、
0:21:03	設備構成に差異があるということで、こちら赤くしているものでございます。以上です。
0:21:10	規制庁のドイですけども詳細な説明ありがとうございました。理解いたしました。
0:21:26	原子力規制庁の止野です。
0:21:30	当初比較表の 12 ページ目のPRAここなんですけど。
0:21:35	ブロックカーは休止しており今後も使用しないというのは、例えば上の放射性物質の予想発生量とか処理容量というのはプラ固化の休止を踏まえた上での評価をしているということなんでしょうか。
0:21:52	はい。
0:22:02	東北電力の高橋です。
0:22:04	ただいまの御質問に対しましては、はい。おっしゃる通りでして放射性廃棄物
0:22:10	の中の濃縮廃液及び使用済み樹脂の貯蔵量に関しましては、向こう 10 年、10 数年は余裕があるという評価をしておりますので、それを踏まえましてこのような方針としてございます。以上です。
0:22:24	ここ。
0:22:25	はい。ドプラ効果の吸収前提の予想発生量を評価しているということは理解しました。
0:22:32	このPro固化は今後も使用しないというのは、今後使わないんだったら撤去するってことを考えていないんでしょうか。
0:22:46	鉄橋も含めて検討してございます。
0:22:55	東北電力ワタナベです。プラ国家につきましては、後程将来的に説明することになると思いますが、THAI3DCの設置に伴いまして、PRA固化の撤去、それとセメント固化設備の
0:23:12	将来設置ということで御説明する予定でございます。以上です。東プレほかの撤去については今後説明があるということで了解しました。ちなみに
0:23:28	代表の 32 ページ目の基本方針の前にもうすでにその今後使用しないというのが書いてあるんですけども、
0:23:35	これを使用しないというのは、従前からずっと前から継続的に決まってる話であって、今回の新規制基準の適合性のこのタイミングで休止を判断したというわけではないということでよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:55	はい、東北電力のオクでございますけどご認識の通りでございます。以上です。
0:24:02	はい、原子力規制庁の杉野です。
0:24:05	今回、そのままずっと前からPRA固化を休止しますっていうのはどっかで制限なり明記されているものなんでしょうか。
0:24:22	はい。当クリニックのオクでございます。こちら設置許可の断面で、そのような説明というか整理をしてございました。
0:24:31	新規制前の
0:24:33	一応、
0:24:34	設置許可の断面で整理していただく事項でございます。以上です。
0:24:41	はい、設置許可というのは、今、設置許可という話があったのは、新規性基準適合性の変更許可ではなくてそれよりも前の許可の段階で休止というのが明記をされているということでよろしいんでしょうか。
0:25:00	東北電力ワタナベでございます。説明いたします。今回の新規制基準対応の中でプラコーからの休止を明確にしております。なお、今までPRA効果については、実際あの使用した実績はございません。以上でございます。
0:25:36	。
0:25:37	すみません、東北電力ワタナベです。シノさんの指摘は、基本設計方針の前にも記載があるのは何ですかっていうことだと思いますのでこれはこういうことではないので誤記だと思いますのでこれ削除させていただきたいと思います。以上です。
0:25:56	はい、原子力規制庁の志賀です。変更前に組織なのこの話があったら変更前に書くのかわからないのかってのはちょっと
0:26:04	覆う疑問があったので、そこをちょっと一度整理をしていただいて変更前に買った各部ものなのかいや今回書かずに変更後に書くのかはちょっとまた改めて整理して説明してください。
0:26:20	東北電力のミノでございます承知いたしました、現状の記載のところですね若干補足説明させていただきますと、今年の4月に新検査制度がスタートしまして、もうすでに新旧接続部につきましては、
0:26:36	現項目が設工認として見直すということでございますので、基本設計方針としてはもうすでにですね、現行スタートしているということで、今回のPRA個々の廃止につきましては、
0:26:52	今回の新規制基準でピンポンに配置したものではございますけれども、もうすでに基本設計方針としての実績は4月の断面ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:03	もうあるということで今回変更前には記載させていただいております。少しこの辺の考え方につきましても、もう一度いずれ整理をした上で改めてこちらの方も規制の要求的だと御説明さしあげたいと思います。以上でございます。
0:27:21	電力ハセガワですけどちょっと本店側のマイクがちょっと途切れ途切れのようになっているので、
0:27:27	禁止もし聞こえづらくなったらこっちから言いますので、よろしくをお願いします。
0:27:36	本当に了解しました。はい、規制庁の嶋でちょっと整理をしていただいてまた教えて下階の説明をしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。
0:27:46	あと1点確認だけなんですけど。
0:27:52	5ページ名の
0:27:55	すいません比較表の5ページ目なんですけれども、重要施設を相互接続するものは、
0:28:05	具体的に何で消火の廃棄物設備関係でしょうか。
0:28:17	はい。当クリニックのオクでございます。相互接続しているものといたしましては、別途常用電源の東京都予防線になりまして、基本設計方針で言うと18ページ目。
0:28:31	にございます。
0:28:34	18ページ目の15丁24番としての基本設計をして期待されている実効こちらは総合接続になるものでございます。以上です。
0:28:44	はい程度わかりましたありがとうございました。
0:28:52	あともう1点だけ記載のルールだけなんですけど、2ページ目の黄色いところに付記していただいた弁の弁名称、弁番号を記載してるんですけれども、
0:29:02	これは基本設計方針に弁が壊れるものについてはすべからく国庫で弁番号が記載をされるということですか、それは一番最初に出てくる場合だけ括弧で書くというルールでしょうか。
0:29:23	はい、遠くへ行くのオクでございます。答弁につきましては県番号というのが正式名称になりますので、ただの一方の基本設計方針中でやはり日本語名称書いたほうが良いというところもありましたので、日本語名称書いた上で括弧書きで弁番号
0:29:39	正式名称を記載していくということで、教育を図ろうと考えてございます。
0:29:45	一応ペン番号につきまして、こういう記載のルールにつきましては他のところでも出てきたたびに記載するというところで現在考えてございます。
0:29:54	もう一度基本設計方針全体見直した上で、
0:29:59	記載につきましては、統一することで修正させていただきます。以上です。はい、わかりました。ちょっとSSE関係で基本設計を閉めたときに弁番号を書い

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	てないなんていうものが何個か見受けられたので、全体を見直すという話であれば、
0:30:15	あのなど、基本は弁番号を入れるというのが基本ということであれば、それに見直すということで理解をしました。私からは以上です。
0:30:28	すいません規制庁ミナカワですけども、すみませんちょっと今の面番号のルールの花Cをちょっと教えて欲しいんですけど。
0:30:40	水泳このSAの基本設計方針のときに、
0:30:47	面番号書いてあるものを書いてないものがある、その時には書いてあるものについては、
0:30:57	SAの例えば有効性評価などで操作する弁主要な弁については弁番号をつけてますっていうような、確か回答だったと思うんですけど。
0:31:11	ルールをやめて、すべての弁 2 弁番号を
0:31:17	付すことにしましたっていう理解でいいでしょうか。
0:31:26	少々お待ちください。
0:31:53	お待たせいたしました遠くに行くのオクでございますとミナカワ様の御趣旨の御認識の通りといいますか最初は弊社としては、有効性評価等で重要になってくる弁要目表に出てこない中で、
0:32:08	必要な弁についてについては分析をして明確に各施設の中で弁番号
0:32:14	あともう正式名称で記載するということがございましたが、そのあと別のヒアリングのときにでも、でもあの弁の名称、そういうことじゃないかという御指摘ございましたので、今の社内のほうで弁につきましては、きちんと前番号まで記載するというこいつ方針で、
0:32:31	この修正することで検討してございましたので、今回、こちらの弁
0:32:36	2 ページの当該弁につきましても、ちょっとそのルールを適用して修正させていただいたというものでございます。以上です。
0:32:45	規制庁ミナカワでさを図りましては見直されたということで理解をしました。以上です。
0:33:04	はい。それでは次に、2 番目の資料のほうのですね資料内容の御説明をお願いいたします。
0:33:17	はい。当庫電力のオクでございます。続きまして 54 条の基本設計方針の御説明をさせていただきます。
0:33:25	2 ページ目になりますが、こちらって赤字の差異となっている部分につきましては、こちら女川では敷地に遡上する津波を考慮しないというところで選定事象に相違があるというところの赤字になっている箇所と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:40	あと下のほうになりまして、赤字となっている部分、こちらは女川では可搬型ホースによる経路が含まれているというところからすべて常設。
0:33:53	その設備で構成するというような記載。
0:33:55	をしていないというところで差異がございます。
0:33:58	続きまして3ページ目になりますが、こちらも赤字となっている部分につきましては、
0:34:04	どうも女川先行プラントとFHに重畳する自然現象の発生方向が異なるというところで、保育なっております。
0:34:15	続きまして4ページ目に出しております。こちらも
0:34:19	先行プラントとの差異としましては、敷地に遡上する津波の考慮の有無。
0:34:25	ワタナベの位置的分散にあたって考慮する自然現象が減少の、そういったところが赤字となっております。
0:34:32	続きまして5ページ目になりますがこちらの赤字の部分につきましても、敷地に遡上する津波の考慮の有無というところが台風なっております。
0:34:43	続きまして6ページ、機器のですが、こちらも赤字の部分がちょっと合っている部分につきましては、
0:34:51	きちっとせようとする自然現象のそういうところが高くなっております。続きまして7ページ目ですがこちらも今までと同様に敷地に遡上する津波のみを位置的分散にあたり考慮する現象の教育というところが赤字となっております。
0:35:07	すみません、途中で答弁カハセガワですけども、今本店側で今使ってるマイクがちょっと途切れ途切れが頻度高くなってきたんで違うマイクに書いてもらって、歳出再度説明再開してもらっていいですか。
0:35:24	東北電力本店ですこちらのマイクはいかがでしょうか。
0:35:28	こうですはいお願いします。
0:35:31	はい。こちらのマイクで始めます。
0:35:37	。
0:35:39	東北電力オクで政党説明再開させていただきます。9ページ目からになりますが、
0:35:46	あと9ページ目、こちらのサイトになっている部分につきましては、
0:35:50	こちらも自然現象と重大事故当時に重畳する自然現象の相違位置的分散にあたって考慮する現象の相違等の差異となっております。
0:36:03	続きまして10ページ目ですが、こちらは表現の相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:11	続きまして 11 ページ目になりますが、こちら果実の差異となっている箇所につきまして、こちらは女川では常設の重大事故等対処設備は他号機と共用していないというところで、設計の差異等がなっております。
0:36:28	続きまして、12 ページ目になりますが、
0:36:32	こちらにも差異となっている箇所は重大事故等と重畳する自然現象の相違となっております。
0:36:40	当時、3 ページ目、こちらは差異がないので詳細飛ばしまして、14 ページ目になりますが、
0:36:47	54 ページ目で赤字で示している箇所といたしましてはこの要領等の定義で、女川では伝熱容量を明確化する設備があるため、こちら記載があるということで、サイトになってございます。
0:37:01	続きまして 15 ページ目、こちらは差異がないということで省略させていただきますと、16 ページ目になりますが、
0:37:09	こちら赤字となっている箇所につきましては、こちらの環境条件として考慮する事象の総意で女川のほうでは、供用期間中に発生する現象の事象の規模と
0:37:21	考慮した整理をしているということで先行プラントと考え方が違うというところで差異となっております。
0:37:29	続きまして 17 ページ目になりますが、こちらは重大事故等対処設備を配備へ設置している場所の相違というところで赤字の差異となっております。
0:37:42	疼痛 17 ページから 18 ページ目にかけての文章からになりますが、こちら差異としてましては、女川では風荷重に対しては、位置的分散を図って、
0:37:54	1 スパンによって他の設備資金に対する悪影響防止を図っているというところで設計の際のてる部分となっているのと、54 条 69 の基本設計方針でこちらは燃料プール監視カメラの冷却装置冷却するための措置。
0:38:11	設備の設計が異なるというところで差異となっております。
0:38:15	54 条 70%の基本設計方針こちらは電源の設置場所のそういったって部分と、
0:38:22	54 条、71 番の基本設計方針とこちらの環境条件として考慮する限定事象の相違となっているのと、女川では当竜巻の竜巻の風荷重は課税の
0:38:35	決する設計方針に含まれるため別に記載しているというところで最近なっております。
0:38:44	続きまして 19 ページ目になりますが、
0:38:48	こちらの赤字のサイトになっている部分につきましては、女川では、火山の影響は考慮不要ということで整理してございますのでこちらサイトになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:59	続きまして 20 ページ目になりますが、こちらは表現の相違の見込みと なっておりますので詳細は割愛いたします。
0:39:07	続きまして 21 ページ目ですが、こちら赤字となっている部分につ きましては、女川では位置的分散によって風荷重に対する悪影響防 止を図っているというところで、設計の差異となっております。
0:39:23	続きまして、72 ページ目になりますが、こちらサイトになっている 箇所につきましては、女川ではSA設備が地震書く際に対して機能し ない設計としていることを多様性知的分散の中において整理して ございますのでこちら差異となっております。
0:39:43	続きまして 23 ページ目になりますが、こちら表現の差異が見と つてございますので詳細は割愛いたします。
0:39:51	24 ページ捲っこちらも表現が火災のみですので割愛いたしま す。25 ページ目も同様でございます。
0:40:01	続きまして 26 ページを見ますが、
0:40:06	こちらは赤字となっている箇所につきましては、津波に対する防 護方針の相違というところで、先行プラントと差異となっている 箇所がございます。
0:40:18	続きまして 27 ページ目ですが、このアクセスルート部分に関 してなりますが、
0:40:23	当 54 条 102 番の文章で、女川では船舶の衝突等に対するア クセスする提供に関する事象
0:40:32	の方針が異なるというところで差異となっております。
0:40:36	54 条 103 番の基本設計方針、こちらはアクセスルート復旧に 関する
0:40:43	部分で、女川の方でわかりき撤去、段差解消というのが主な 対応方針になりますのでそれに適した考え方設備を配備する というところで最近になってござ
0:40:54	います。
0:40:54	次の文章につきましては、女川では、ほかの設置の構築物の 改造等の対応はないというところで歳となっております。
0:41:05	続きまして 21 週 8 ページ目になりますが、こちらアクセス ルートに影響を及ぼす事象で森林火災に対する防護方針が相違 しているという部分と、108 番につきまして、
0:41:19	当先行プラントと記載されている事象につきまして女川では 別に、記載しているというところで差異となっております 109 番に関しましては、周辺斜面の崩壊等が起きた場合でも復旧 作業が不要な設計と流れはしている。
0:41:34	それとこれ最ちゃってございます。
0:41:37	50 年で 110 番を凍結等に対するアクセスルート確保の方 針の相違というところで赤字となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:47	続きまして 29 ページ目になりますが、
0:41:50	こちらの設定となっている箇所は新検査制度施行に伴う検査名称の適正化を行った部分というところで赤字となっております。
0:42:01	御 39 ページ目につきましては、差異はないのでかつ省略いただきまして、
0:42:08	31 ページになりますが、こちらは現 0 系の個別項目の基本設計方針になりますとNPD等有効吸込水等々に関する設計方針となりますが、
0:42:19	こちらは先行プラントとは、記載方針の相違となっている部分のみとなっておりますので詳細は割愛いたします。
0:42:28	このゲート黄色ハッチがついている箇所がございますが、こちらは一部記載の適正化ということで記載を修正させていただいた場所とか、
0:42:36	あります。
0:42:39	続きまして 32 ページ目になりますと、原子炉格納施設の基本設計方針になりますが、こちら先行プラントとの差異といたしましては、
0:42:50	真ん中部分の 54 条 87 番で女川特有の
0:42:55	下部注水系の対応があるというところに対する
0:43:00	設計方針、こちらは赤字で示しております。
0:43:04	続きまして 33 ページ目になりますが、こちらは先行プラントと表現との相違のみとなっておりますので、詳細は割愛いたします。
0:43:15	。
0:43:16	当 34 ページ目になりますが、こちら先行プラントとは表現の相違のみとなっておりますので割愛させていただきます。
0:43:25	35 ページ目。
0:43:27	こちら先行プラントと表現。
0:43:31	認めておりますので割愛いたします。
0:43:34	54 条は以上となります。
0:43:38	。
0:43:38	はい。御説明ありがとうございました。それでは規制庁側のほうから確認事項等ございましたらお願いいたします。
0:43:49	規制庁ミナカワですね、何点かあるんですけども、
0:43:54	1 点目は、3 ページGで
0:44:01	すみませんこれちょっと単なる確認というか、
0:44:05	私が混乱してしまったので、ちょっともう 1 回頭の体操をさせていただきたいんですけど。
0:44:13	54 条の 7 棟、54 条 8 の話なんですけど。
0:44:21	54 条の 8 の血清環境条件のところの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:29	備考を
0:44:32	竜巻の風荷重と火山の影響考慮不要と整理しているってあると思うんですけど。
0:44:41	一方その講習四条-7
0:44:46	その前の文章に出てくる、例えばSAS設備投資設備等、
0:44:55	DB設備が同時に機能喪失しないということに対する
0:45:01	共通要因。
0:45:04	には、
0:45:05	竜巻等、
0:45:06	火山の影響っていうのは、
0:45:09	考慮しているっていうふうにまず考えていいでしょうか。
0:45:28	はい、東北電力の菅生五郎です。
0:45:32	病棟 54 条の 8 の環境条件ですから、SA発生時の往々事象については記載の通り類、
0:45:47	竜巻であるとか火山の影響。
0:45:50	については、動画まれなので、規模を考慮して設定をしています。一方で共通要因故障のほうは、設置場所、
0:46:05	この外的事象に外部事象については、etの六条で抽出した事象すべてを網羅的に見て、規模、
0:46:16	ここにきています。
0:46:22	規制庁ミナカワです。バーバリー下でその上で、
0:46:28	今スガワラさんが説明してもらった通りだと思うんですけど、ちょっともう1回確認が、この 54 条の 8。
0:46:38	言うは今竜巻と火山は考慮不要と整理しているっていうのは、
0:46:47	これはだから溢水。まず
0:46:51	竜巻とか、そういうので。
0:46:54	SAは起きないのでSAの
0:46:58	独立事象として、竜巻とか火山を考えたときに、
0:47:07	発電所の供用期間とかを踏まえれば、
0:47:10	高頻度提供っていうんですかね。それぐらいの規模の竜巻を考えればよくなって、そうすると、
0:47:19	台風とかのほうの風速に
0:47:23	包絡されちゃうから、ここでは、竜巻の風荷重っていうのは、SAの環境条件としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:32	考えてないというか竜巻とか等台風とかに包絡されますってそういう理解でいいですかね。
0:47:42	はい、東北電力のスガワラですまさに御理解の通りでありますして
0:47:51	設計基準事故と比較するとSAA頻度は非常にまれなので、系統とは言いつつも、日常的に発生する規模と比較すると保守的なものを当然設定せざるを得ないと。
0:48:09	いうことの方考え方のもと、希望としては10年に1回程度とかっていう頻度での冷凍機も抽出をしていますんでこれは先行で言うと柏崎と同じ考え方。
0:48:25	になります。以上です。
0:48:29	規制庁ミナカワです。了解しました。今の考え方わかったので、
0:48:35	すみませんちょっと追加でお願いというか今後の話なんですけど、多分このSAの環境条件のところ、
0:48:45	健全性の説明書で少しそこら辺の話出てくると思うんですけど。
0:48:53	許可時の43条の補足とかに多分このSAの環境条件としての
0:49:03	そんなんですかね、選定の考え方みたいなのが二、三枚紙でこうついでるの機能を見ててですね、
0:49:13	そこら辺の話を少しその健全性のところに聞きたいなあとと思ってまして、例えば具体的にはちょっと許可時に確認せよかったんですけど。
0:49:25	その10のマイナス1乗年ぐらいのその年超過確率の時の
0:49:31	竜巻のその具体的な風速とかが資料には出てなくて一応台風には包絡されますとかってというのは、
0:49:39	台風の数字が出て具体的に包絡されますっていうのは書いてあるんですけど、少しそこら辺の細かな話して、健全性の時に聞かしてもらってもいいですか。
0:49:53	はい、東北電力のスガワラです。
0:49:56	現在の先行の補足説明資料等を踏まえると、今のような整理の資料って実はないんですけども、今のご指摘いただいたことを踏まえて、
0:50:12	ちょっとあらたについて補足説明資料なりを追加して御説明したいというふうに思います。以上です。
0:50:20	はい。規制庁ミナカワです。よろしくお願ひします。資料については一応この考え方についても理解をしたの新たにつくるかそれとも既存のやつでもう1回説明するかっていうのは完全にお任せをしますその上で少し細かな
0:50:40	数字とかそういうのは、許可時に書かれてなかったものについて確認したいものが幾つかあるので、そこら辺はまたちょっと健全性ときに確認をさせていただきます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:55	はい、東北電力の須沢です。了解いたしました。
0:51:01	すいません系と規制庁ミナカワです。
0:51:04	ちょっと話をこうあって、
0:51:08	9 ページなんですけど。
0:51:16	うん。すいませんここも、
0:51:18	許可のときに話があったと思うんですけど、ちょっともう 1 回補正で欲しいんですけど。
0:51:25	／9 ページの 54 条の 34 番等、
0:51:31	あとは何本 35 番と 38 番とかの接続工の話が出てきてると思うんですけど。
0:51:40	54 条の 34 の一般的に書かれているその環境条件に対してはっていうところでは、
0:51:49	真ん中ぐらいで建屋の異なる面の隣接しない位置または建屋内及び建屋面の適切にリンス隔離離隔した位置に複数箇所設置するっていうことで、
0:52:02	設計方針としては二つまたはでつないでいると思うんですけど。
0:52:08	そのあとの 54 条の 35 以降だと、例えば地震に対しては、
0:52:16	今のその二つのうちの一つの建屋内または建屋目に複数箇所設置するとか、
0:52:24	あと一番下の 54 条の 39 でしょうの自然現象とか、あと航空機の飛来物とかっていうのは、
0:52:34	建家の異なる面の隣接な位置と建屋内及び建屋目の適切に
0:52:41	離隔した位置っていうその二つが書かれていると思うんですけど、その書き分けの考え方接続孔のその考え方って説明してもらってもいいですか。
0:53:00	少々お待ちください。
0:53:10	すみません、原子力規制庁の止野ですけれども、このヒアリングは現在金公開をしていますので、公開で回答できる範囲での回答をお願いします。
0:53:47	はい、東北電力のスガワラです。
0:53:53	を想定する外部分布し、
0:53:58	事象の
0:54:01	によって、書き分けておりますちょっと明確に言え言えない部分もございますが、事象を事象によって書き分けているということになります。
0:54:16	規制庁ミナカワです。何となく言いたいことは動くかりんました。
0:54:23	その上で、あれですかね。
0:54:29	54 条の 34。
0:54:35	注四条－39。
0:54:40	ウワー
0:54:43	54 条の 34 っていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:46	54 条の 35 から 39 までをすべてなんですかね崩落したように書いた位置付けの文章ですっていうことでいいんでしたっけ、54 条の 34 番なんですけど。
0:55:04	はい。当東北電力のスガワラで 34 は総括的な文章で 35 からが一個別つつの内容になっていて、特に 39 は、考慮事項、事象が違うので、そういう表現をしていますという
0:55:24	整理をしています。以上です。
0:55:28	規制庁ミナカワですと、会うわかりました。了解です。
0:55:35	私からは以上です。
0:55:42	原子力規制庁のみ温度ですねとちょっと確認を引き続きお願いしまして 6 ページのところの
0:55:50	54 条の 21 のところの記載の確認です。ちょっとこれ、備考の書き方がちょっと違うんじゃないかなと思ってはいるんですけど、東海第 2 と比べたときに、当女川環境条件のみの記載になっていて、東海第 2 の場合はこれ、
0:56:09	外部からの衝撃だから先ほどちょっと皆川の質問からあったと思うんですけど、共通要因の部分のところがこの赤字で書かれていて、その部分については女川書いてないってということじゃないのかなと思うんですが、違いますかね。
0:56:42	少々お待ちください。
0:57:07	はい。東北電力の須藤大類です。
0:57:14	そうですね文章読みますと、前前段は環境条件に対して、東海第 2 の部分でいうと、環境条件等を共通要因故障をそれぞれでの内容になっておりますので、
0:57:32	ちょっと差異理由が、
0:57:37	適切ではないかもしれません。あと東海第 2 直の内容に合わせて共通要因の部分を追加で記載するべきかどうかという部分もあるかというふうに思います。
0:57:51	はい。規制庁模様ですスガワラさんの認識の通りで、ここ環境条件だけで書くのであれば別にそれはそれでいいかなと思っていてそこで備考かなんかにその環境条件についての記載で差異のところですねその共通要因のところを書くなら共通要因は違うところに、
0:58:11	書いてますというのか、それともここに書きますって言うのかを明確にこの備考で書いていただければ、ちょっとここあの混乱しないかなと思うので、その修正をお願いしますかね。
0:58:29	はい、東北電力のスガワラでちょっと内容全体をみ見てみないとあれなので判断できないのでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:38	規制庁三つお願いしますあの他もね少し何とかこれと同じような記載が多分何ヶ所かあってです、東海第2が何となく手が東海第2の記載が共通要因のところの記載を環境条件で一緒に書いてるところ、どう
0:58:56	同じように書いてあるんですけど差異のところは環境条件の違いしか書いてないところがあるので、その辺をちょっと見直して見直しか適正性が全体確認してはかれる場合にはいいとはいいいと思うので確認ください。
0:59:15	はい。
0:59:18	このスガワラです。了解いたしましょう。
0:59:20	あとですね8ページのところの確認です。54条の31のところの考え方なんですけど、ここ屋外に保管する可搬型重大事故対処設備は原子炉建屋及び制御建屋からってところの記載になっていますので、
0:59:38	センコーの書き方ってというのは、
0:59:42	設計基準対処設備等も常設が設置されている建屋からってところ、多分その、
0:59:50	先行2社を書いていると思うんですけど、原子炉建屋及び制御建屋っていうのが当然内部にそれが入っているっていうのは分かっているんですけど、この記載で抜けてるところはないんですかねそれとも減少立てようと制御建屋だけでコーティングでしたっけ。
1:00:34	。
1:00:35	はい、東北電力のスガワラです。
1:00:39	ちょっと書き足りてないのかもしれないのでちょっと確認をしますが、基本的にはデザインベースとは100メートル以上離しますと、あと以西でも同じ機能であれば100名と話しますと、
1:00:58	いう基本的では／考え方をもとにやっておりますので、何でしょうねと先行といつ東海第2さんの部分はちょっと書き過ぎの
1:01:13	部分があるので、ここ、この表現でもちょっと違うんですけども、
1:01:18	先ほど言った通り、OSLの同一機能を
1:01:23	この100メートルとか、
1:01:25	いうところで整理はしていますので、ちょっとその辺を含めて確認をさせていただきたいというふうに思います。以上です。規制庁ミヤモトですよろしくお願ひします。
1:01:44	18ページのところ、
1:01:52	ここちょっと先行と比べて、先ほどの質問の部分も入っているんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:58	備考に 54 条の 73 に記載されているって書いておるんですけど、54 条の 73 で 19 ページ。
1:02:07	肉等も下の五行が書いてあるような感じなんですけど。
1:02:14	この赤い先行との違いのところでのこの 54 条 73 に包絡されてるんですかね。
1:02:42	少々お待ちください。
1:03:10	はい。
1:03:11	特に陸のオクでございます。当店一同記載つつ、もう一度整理させていただいて、さらに確認させていただきまして、必要では間違っているようであればちょっと記載修正等をさせていただければと思います。以上です。
1:03:28	よろしくお願いいたします。
1:03:31	後で 19 ページの
1:03:34	14 条の 72 のところの、これちょっと細かくて申し訳ないんですけど。
1:03:43	常設の後ろに棟がついてないんですけど。
1:03:48	これ等つけてなくて大丈夫ですかね。
1:04:25	少々お待ちください。
1:04:29	当東北電力のオクでございます。こちら等の必要性、そつ運用等があるかどうかを踏まえ、一度確認して、必要に応じて修正させていただきます。以上です。
1:04:42	よろしくお願いいたします。
1:04:48	はい。
1:04:49	本当は、
1:04:51	21 ページのところの
1:04:54	54 条の 80。
1:05:01	ここもちょっとさっきの質問と重なるかもしれないんですけど先行との違いのところっていうのは、
1:05:08	これ 1000 個環境条件だけを書いていると思えないんですよ。
1:05:13	共通要因にも書いてるように読めるんだ、共通要因を書いているように読めるんですけど、飛散の
1:05:21	その辺、
1:05:22	やると比較するとこの記載がちょっと必要か必要じゃないかも含めて、
1:05:29	確認をお願いできませんかね。
1:05:39	東北電力でございます。それと今までの記載等を踏まえましていつなのか確認させて、必要に応じて修正させていただきます。以上です。ミヤモトですよろしくお願いいたします。22 ページの 54 条の 83 の下の部分。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:54	先行との違いのところも同じようにちょっと確認をお願いしますかねちょっと共通要因と環境条件のところ、
1:06:03	若干起こん絡み合っているところがあるので、ちょっと少し適切性の確認をお願いできれば、
1:06:17	はい、東北電力のオクで承知いたしました。
1:06:21	あと 26 ページ。
1:06:23	にいきまして、
1:06:25	54 条の 101 のところの記載なんですけど、これも先行屋内屋外まとめて借りていって表現の相違っている話にはなっているんですけど、当然、女川について、もう
1:06:41	54 条の 111° から 28 ページから 28 ページの下の部分に同じの全く同じ文章が屋内と屋外で書いてあるので、これは先行投資とったほうがいいんじゃないかと思うんですけどいかがですか。
1:07:10	東北電力の工藤でございます。こちらのほうへと 111 番の文章の記載も踏まえまして 1 で確認して、必要に応じて修正させていただきます。以上です。
1:07:25	うんは規制庁微妙ですこの文章百聞とかもう屋外屋内両方書いているので、そういう意味だと横並びとったほうがいいと思ったんでよく確認いただければと思います。よろしくお願いします。
1:07:39	あとの 27 ページの
1:07:42	54 条の 105、
1:07:47	これ
1:07:49	ちょっと書き方を変えてるところが、
1:07:52	意図を確認したいなと思っていても特にと 2 と違うのは松井あれなんですけど。
1:08:04	柏木島を変えなきゃいけない理由って何かあるんですけど価値があるんですけど。
1:08:27	はい。東北電力のテヅカ履修そうですね。
1:08:32	一等航海と。
1:08:36	違うんですが、柏崎で、
1:08:42	基準津波による遡上域最大水位よりも高い位置にアクセスルートを書いてございますが、女川の場合は、防潮という防潮障壁に守られたアクセスルートであって、
1:08:58	歳入最大なのですが、
1:09:03	寿都二トリは低い位置にアクセス性へと柏崎と違った、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:09	表記になってございます。会社の方についてはそもそもアクセスルート目まで津波が来ないという意味です。以上です。
1:09:17	規制庁三輪です。了解しましたありがとうございます。
1:09:21	あと、28 ページ。
1:09:24	54 条の 110° ところのちょっとこれ確認なんですけど。
1:09:30	常時スタートですたいあってもこれ商品名なのかちょっと何とも言えないんですけど、
1:09:38	これをStressタイヤだけ書いといても問題なく要はチェーンと貨物勾配があれば後ろに投下なんかつけておかないと伝わってるスタイルだけしかこれ使わないように思えるんですけど、それで特に問題ないですかね。
1:09:55	はい東北電力のテヅカでございます。Stress体を使用するということで結構してございます。以上です。
1:10:06	規制庁のドイですけどもそれに関連してスタートSlerしか使わないのであれば何か表現の相違ではないような気がするんですけども、いかがでしょうか。
1:10:27	東北電力の戸塚でございます。設計の差異ということで記載を修正させていただきます。失礼しました。以上です。
1:10:40	あとですね。
1:10:43	31 ページの
1:10:48	30 は 54 条の 88。
1:10:54	これ記載先行とちょっと変えても一部に求められてるんですけど。
1:11:00	これ 1 本にしてしまうと限られてるのかなっていうのがちょっとあって、
1:11:05	要はCS定義の水源のところをまず非常用炉心設備として 1000 ことが書いてます。
1:11:14	CSで以外のところの水源の部分を 2 パラとして書いてますっていうふうに分けてるんですけど、女川の思いはまとめて 1 プロで鋼板しか書いてないように見えるんですけど。
1:11:28	これをこれで両方欠けているんですかね。
1:11:37	はい、東北電力のオクでございます。長男側ではDDT性のほうにまとめて聞きたいという先行と差異がございましたが、選考でもDBSAで文書は決定をきちんとdBで使うものの台数で使うものってこと。
1:11:54	分けておりましたのでちょっとこちら記載は修正させていただきたい。
1:11:59	皆とござい思っております。
1:12:02	以上です。不要ですよろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:06	あと 32 ページのところをカラーで、これちょっと黄色の部分だけ確認したかったんですけど。
1:12:15	黄色い部分を選考に先行的細かくKKだと思えますけども、あわせて記載を追加したっていう意図っていうものがあるんですこれちょっと記載する必要が私のほうでもね要は下部注とかだとこの表現が
1:12:33	合ってるのかなっていうところが少し疑義があって、
1:12:37	疑義が特に問題ないと思うんですけど、以下の基準でいうと、例えば下部中だったら、炉心に溶融炉心冷却とかって正式名称になっちゃうんだけど。
1:12:47	ここだと格納容器の冷却でも大きい意味で書いているので問題ないかなと思ってはいるんですけど、で代替循環冷却は多分熱交換器持ってるので、冷却であって情熱っていう表現を入れてるんだと思うんですけど、ここを
1:13:03	何か意図があってここを目的を明確に書いたということでちょっと教えていただければと思います。
1:13:17	はい遠くに行くのオクでございます。こちら記載 8 日の施行に合わせて変えた理由といたしましては、格納施設に属する真水使う設備といたしまして、
1:13:30	どう様々ありまして特に
1:13:33	NPSHの要求というのは、冷却だったり格納容器に注水といったそういうところで使うもののみが対象になるっていうことも踏まえまして、記載をさせていただいた上でございます。以上です。
1:13:48	規制庁ミノです。わかりました。特に変える必要はいないと思うので、ちょっと目的で確認したかったんで、内容については了解しまして、私のほうは以上です。
1:14:02	規制庁のドイ率けれども何点か確認したいことがありますけれどもまず 5 ページのところなんですけれども、
1:14:14	5 ページの 54 条の 15 と 54 条の 16 のところですねこのところは先行との比較のところと特に何も記載ないんですけども一方で 4 ページのところの 54 条の中ですねこちらは
1:14:32	KKとの比較ということで備考欄に書いてあるんですけどもこのところの違いって何か理由があるんでしょうか教えていただければと思います。
1:14:47	はい、遠くへ力のオクでございます。1 ページ目の柏崎との比較として記載したものが 5049 番。
1:14:56	この文章で柏崎のほうでは溢水に対する部分記載があって、こちら女川ではないという記載がないというところの差異に対して債。
1:15:08	女川では抜けているわけではないんだというところの記載を明確化するためにしたものでございましていたのは意図したものとしては 10 番の文書に対する

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:19	ものではなかったというところでございました。以上です。
1:15:23	わかりました。はい。
1:15:27	次が 27 ページなんですけれども、
1:15:38	ああいったってすみません 27 じゃなくて継ぎ後 54 ページですね。
1:15:45	このところで
1:15:50	基本設計を青字の 54 条の 46 のところですね、ここ対比のところでは設備設計の明確化って書いてあるんですけども、これらの 5.1. 4 とか 5.1. 5 のところを見ても特に
1:16:09	設置許可とかその添付と比べて明確化。
1:16:14	されているわけではないんじゃないかなと。
1:16:18	いうふうに感じたんですけども法定点検 4 だと次の 55 ページですかね要領等のところを見ると
1:16:28	基本設計方針と設置許可のときの申請書の本文や添付書類と比べても特に
1:16:36	何か差異がないように思えるんですけどもこのところは堆肥の理由っていうのは明確化ということよろしいのでしょうか。
1:17:00	当庫クリニックのオクでございます。こちらうち 4046 番に対して設計の明確化と記載したものは、ここに横並びある設置許可なくて工認の断面で新しく設計方針、具体的には 5.1. 45.1. 5 に書かれる事項。
1:17:18	西含まれますという意味で、津波の明確化したということで、こちら設備設計の明確化ということで、
1:17:28	都で設置許可との差異があるということで示したものでございまして、ちょっと読み一度他のところも確認しまして、本当に明確化載っているのかどうかというところを踏まえて一度体系化のところにつきましては再精査させていただければと思います。以上です。
1:17:46	はい。規制庁の別見直していただくということは乗り時了解いたしましたけれども名なんでしょう設備設計の明確化で明確化なんでしょうけれども設備設計ではないんじゃないかなというのがちょっと気になったところであと、
1:18:01	ちょっとに同じく対比のところ 78 ページなんですけれども、こども全体的に見直していただけるということで多分対象になるかと思うんですけども、
1:18:15	54 条の 113 のところですね、こども明確化って書いてあるんですけども中の基本設計方針よりも添付書類の方が明確に書いてあるような気がするんですけども、いかがでしょうか。こどもちょっとご説明、
1:18:32	できる入りいただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:52	東北電力の工藤でございます。こちら設計方針は先行プラントと同程度になるような書き方をしたというところがございます、IPと比べると明確化というところが、初層不適切な部分もあったかと思っておりますので、
1:19:08	本当対比結果の部分につきましてはこちらも確認させて適切に修正させていただきます。以上です。
1:19:16	理解いたしましたのでよろしくお願いたします。私からは以上です。
1:19:30	規制庁の止野です。2点確認といった点記載ぶりだけなんですけど。
1:19:35	確認は25ページ目の一番下の54条の98なんですけれども、
1:19:43	可搬型重大事故等対処設備で、
1:19:48	常時設備と接続しているものはあるんでしょうか。
1:20:10	はい。東北電力のスガワラです。可搬型重大事故等対処設備で常設して常時接続しているものとしたしましては、
1:20:23	日程と高圧窒素ガスボンベ、
1:20:27	ちょっと
1:20:31	燃料プールも常設配管に用いるスプレインズル、
1:20:39	くらいだと思います。
1:20:47	原子力規制庁の瀬川です。江藤。
1:20:50	やっぱり気
1:20:52	腰痛のための空気ボンベは常設と接続しっ放しではないんですけど。
1:21:26	本浮力のオオトモです。空気ボンベは可搬型の扱いになります。
1:21:32	これ、
1:21:36	うん。
1:21:37	そう、常時接続した形になっております規制庁の止野です。わかりましたじゃうち可搬型で常時接続しているものが幾つかあるということがわかりました。
1:21:47	とりあえず今わかりました。以上です。もう1点が確認が62ページ目なんですけれども、
1:21:57	54条の71。
1:22:00	可搬型重大事故等対処設備についてはということで、許可の本文のときには、必要により当該設備の落下防止、転倒防止固縛等の措置をとるという記載が区分施工になると地震後においても機能及び
1:22:17	性能を保持する設計とするという記載ぶりの変更になっている理由を説明してください。
1:22:39	少々お待ちください。
1:23:44	お待たせいたしました等々権力のオクでございます。こちら記載を変えた理由としましては先行プラントの記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:51	東海第2のほうに合わせた形にちょっと修正したところでございますが一般の一度社内で検討いたしまして、設置許可の記載のほうが適切ということであればそちらに合わせて修正するというところで一度確認させていただければと思います。以上です。
1:24:11	はい、規制庁の止野です。他部局はですね地震と風と積雪によるから始まってトモニについてはってなってるんで、その課税とも含めて落下防止転倒防止固縛等の措置をとるっていうふうに受けてるようにも読めますし、
1:24:26	今の基本設計をした地震しか書いてないように見えるので、
1:24:31	ちょっと許可を受けて、きちんと書かれているかというのは一度確認をしていたきたいと思います。
1:24:42	はい。承知いたしました。
1:24:46	。
1:24:48	はい。
1:24:49	あと最後に記載ぶりだけなんですけど、27ページ目なんですけど、54条の103、
1:24:58	の最後の2行なんですけど。
1:25:01	当除去可能なブルドーザ及び学校それぞれ1台確保及び1で保管使用するというのは多分記載としては、ブルドーザ1台括弧予備1台及びバックホウ一大かっこよく1台のほうが適切かなと思いますので、記載ぶりについては検討していただけますか。
1:25:23	やっぱり承知しましたらつきまして検討させていただきます。以上です。
1:25:30	記載ルールに従って適切に修正していただければと思いますのでよろしく願いします。私からは以上です。
1:25:44	規制庁のカタギリですねちょっと確認だけなんですけど31ページの上の段の段落のほうで、
1:25:52	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の後にまたは残留熱除去設備っていう記載があって、これは日要目表上分けているからこういう書き方にしてますよっていう案の説明なんですけど。
1:26:07	これその他原子炉注水設備にこの残留熱除去設備は含まれないっていう整理をしているということでよろしいでしょうか。
1:26:21	東北電力のオクでございます。こちら残留熱除去設備と書いているものは設計でBとしての残留熱除去ポンプのことでございまして、警備としては非常用炉心冷却設備のみが入って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:37	あとまず今日分けとしましてはDBのHPCSポンプLPCSポンプというのは非常用炉心冷却設備に該当いたしまして、その他原子炉注水設備というのは、あくまでもSAに該当するものだけを示しているというところで、
1:26:53	ございましてなのでDBとしては、
1:26:56	非常用炉心で、
1:27:00	設備または残留熱除去設備、サプレッションチェンバのプール水を水源として見てするポンプという意味で、訂正としては非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうちサプレッション・チェンバのプール水を水源とするポンプという読み方でもございます。以上です。
1:27:19	形状のカタギリ沢考え方わかりましたなんかちょっとその他の後にもとみたいなので繋がるとわかかわかりにくいかなと思って。
1:27:28	何か炉心冷却設備(ア)残留熱除去設備含むとかいう方が、
1:27:34	もしかしたらわかり開かないと思ったんですけど。
1:27:38	その辺りはどうでしょうか。
1:27:46	遠くへ抜くのオクでございまして。下の場所でも日てって分けたりというところも考えてございましたので、こちらの文書も
1:27:56	ご指摘の通り修正するかまた文書軽微として分割するかちょっと一度社内で検討して
1:28:05	間違いのないような文章に修正させていただければと思います。以上です。
1:28:10	9条からいいです。了解しました。私からは以上です。
1:28:19	規制庁ミナカワで政党 18 ページなんですけど。
1:28:29	18 ページの 54 条の 69 なんですけど。
1:28:35	どこの閉政府スピーカー計測装置かどっちか忘れちゃったんですが一体構造化使用済み燃料プールの一体構造のところの
1:28:47	話が出てきて、向こう側個別条文の数と基本設計方針のところは記載がなかったんで、
1:28:58	時再検討してくださいという形でのコメントをしていたと思うんですけど、このそこ、そこに記載するイメージはこの 54 条の 69 みたいな、こういうイメージの文章が入ってくるのかなと思いますので、
1:29:14	引き続きよろしく申し上げます。
1:29:21	IAEA承知いたしましたところの対象部位につきましても今の記載検討中でございますので、整合とはかれるようにきちんと修正させていただきます。以上です。
1:29:41	はい。それでは以上で今日

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:47	準備いただいた資料の方ですね。御説明とこちらからの確認事項等あったんですけれども、本日は二つ資料があって、いずれも
1:30:01	検討事項とか確認事項があるかと思しますので、
1:30:07	必要な説明なり修正していただいた上でまた改めて資料の提出が御説明いただけるというようなことだと思うんですけれどもそれでよろしかったでしょうか。
1:30:21	はい。
1:30:23	はい、東北電力本当ミノでございます配管そのようにですね、検討確認の結果も踏まえまして、必要な修正等を差し上げたいと思います。以上でございます。
1:30:35	はい。それでは、他に何もなければトレーダーの基本設計方針に関するヒアリング、これで終わりたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
1:30:50	ネット倶楽部権利か本当にございますこちらの特にございます。
1:30:54	ありがとうございます。はい、それらの基本設計方針に係るヒアリングのほうはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。
1:31:07	ございまして
1:31:11	はい。それでは当女川原子力発電所 2 号機のところ、工事計画認可申請のヒアリングを再開したいと思います。ここからは作成要領のに関するですね御説明のほうをしていただければと思うんですけれども、
1:31:30	まずは資料の確認からお願いいたします。
1:31:34	はい、東北電力ナカホラでございます。まず資料の確認からさせていただきます。まず右上、につうほかF01-0032 回ゼロと書かれました。指摘事項に対する回答整理表ということで、こちらの資料を資料①とさせていただきます。
1:31:56	続きまして、
1:32:02	右上、資料番号を通報E-01-0100 の 1 階に、こちらを資料の 2 とさせていただきます。
1:32:15	最後になりますけども、右上AO通報 24-0001 回 1、こちらの資料を資料③とさせていただきます。
1:32:28	本日の資料は以上になります。
1:32:32	はい。資料の頭首提出資料のご説明ありがとうございました人過不足なく提出いただいておりますので、それらの資料に基づいて説明のほうをお願いいたします。
1:32:48	はい、東北電力ナカホラです。それでは資料①を使いまして、御説明をさせていただきますたいと思います。今年の 9 月 9 日に一度グランドルールのほうヒアリングをさせていただきます、そのときに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:06	いただいたコメントについて回答を作成してございます。
1:33:10	資料①とですね、資料③をご覧ください。
1:33:16	まず一つ目のコメント事項ですけれども、内郭防護等内部溢水の兼用とする浸水防護施設の基準面について地盤沈下の考慮の要否を説明することと、また機器配置図にも、地盤沈下を考慮した基準面を記載するか否かを説明すること。
1:33:36	ということで、資料③のですね。
1:33:45	2-14 ページお開きください。
1:33:56	2-14 ページの真ん中より少し下辺りにですね、(イ)ということで、こちら女川固有のルールとして赤字で記載している例でございます。津波の影響を考慮する機器は平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による、
1:34:14	地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約 1m の地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さである旨注記で記載するというところで、これに関連して 1 番目のコメントをちょうだいしたものでございます。
1:34:32	こちらにつきまして今回いただいたコメントとしましては、津浪が関係しないところでのコメントだと認識しておりまして、内郭防護等、内部溢水の兼用のつつ、浸水防護施設になりますので、
1:34:48	こちらにつきましては、し、その基準面に関しましては、発電所構内に津波が浸入しないと、東海第 2 さん等状況が異なると思いますけども、しないという設計ですので、地盤沈下を考慮しておりません。
1:35:06	また、機器配置図につきましても同様でして、地盤沈下を考慮しない基準面をこの内郭防護と内部溢水の兼用の施設に関しては、採用してございます。
1:35:20	一つ目のコメントいただいたコメントにつきましては以上になります。
1:35:25	次に、いただいたコメントの二つ目になります。共用する設備に関する記載いろいろについて整理して説明することということでコメントをいただいております。こちらは、
1:35:37	また資料③のほうに戻っていただきまして、2-3 ページになります。
1:35:50	はい。2-3 ページ括弧C 共用に関する起債炉についてということでこちら要目表の作成要領のほうになりますけども、この人パラグラフ目の他号機設備であって、2 号機共用設備のうち、
1:36:07	新たな新規規制対象となった設備については、他号機の要目表の登録がないことから、6 号機側での使用が明確となるように号機側に設備仕様を併記するという記載に対してのコメント、
1:36:21	だと認識しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:26	そのコメントをいただきまして再度持ち帰りまして、ちょっと現段階での状況を確認しました。
1:36:34	回答内容になりますけども、現段階では具体例がないことを確認いたしました。ただしですね、今工認の審査を進めていただいている断面ですけども、そうだとヒアリングを繰り返すうちにですね。
1:36:53	例えばですけど、火災防護の価格が少し変わったりだとか、当変更が考えられますので、他号機変更が考えられまして、それに伴いまして他号機相続の設備を登録する可能性も
1:37:12	現段階においてはあると考えられますので、記載は残すこととさせていただきたいと思います。
1:37:19	二つ目の御質問は以上です。
1:37:23	次に、三つ目の
1:37:27	いただいたコメントS、A7章の図面の作成要領におきまして、市配管の系統図で弁番号を記載するしないの方針を整理して説明することということでミヤモト様からいただいたコメントでしたけれども、
1:37:44	はい。こちらそん時のミヤモト様の御説明で、東京電力の柏崎刈羽7号機のほうでは、ちょっとこの弁番号を記載するしないでルールを中特殊特別に設けている。
1:38:02	ようだというお話をちょっとお聞きしたものですので、そのあと、
1:38:08	はい、東京電力さんのほうにちょっと確認をさせていただきました。そうしましたところ、東電さんの系統図の
1:38:17	作成につきましても、閉鎖と同じルールであることが確認できまして、
1:38:27	③の資料の7-4ページですけども、
1:38:40	この中ほど、cポツですね、主要弁安全弁逃がし弁及び主配管の各弁については、全般を記載するということで、こちらのルール東電さん等々ようでしたので、
1:38:55	記載はこのままとさせていただきたいと思います。はい。
1:39:01	①の資料を最後になります。
1:39:07	9月9日にですね、回収資料としまして、技術基準規則と後任添付書類とのひもつき今日
1:39:17	他社との比較表ということで、御説明をさせていただいた際に設置変更許可に基づく新規性基準適合性のための工事以外の目的で行う工事等について整理して説明することと、
1:39:33	ということでコメントをいただいております。こちらの回答ですけども、今回の補正工認につきましては、新規性基準を対応以外の工事ということで、3点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:48	ございます。一つ目が9月9日にも少しこの場で話題になったのですが、LP CSポンプ電動機を更新いたします。
1:39:59	二つ目のポツとしまして、CVCF無停電交流電源養成しがた無停電電源装置、こちらについても新規制等は、
1:40:09	関係なしに更新をいたします。
1:40:12	またエース三つ目のポツでet1-F0088Bの二つの電動弁答弁に関するまして、その改造を行います。
1:40:27	いただきましたコメントに対する回答としまして御説明は以上になります。
1:40:35	はい。御説明ありがとうございました。規制庁側のほうから何か再度確認事項やコメント等5ありましたらお願いいたします。
1:40:50	規制庁のです。ちょっと細かいことで確認なんですけれども、2-14ページ。どう
1:40:58	Fは、
1:41:00	津波の影響を考慮する機器って書いてあって、c見ると、設置される設備って書いてあってで、
1:41:08	例が、
1:41:10	設備のほう防潮平気機器の方ほう調停って書いてあるんですけれども、
1:41:18	何か津波の影響を考慮する機器、機器っていう名称デボ調停が入るんですけれども、何かこの機器とかその次の方で設備とか使ってるんですけれども、このなんか用語の使い分けて意味があるんですか。
1:41:45	東北電力ナカホラです。ここを明確に機器は高温設備はこうというところで記載しておりませんでしたので、こちらちょっと両方文言を統一させていただきたいと思います。
1:42:05	規制庁のです。承知いたしました。
1:42:09	この文言
1:42:11	(5)F-IVの文言で津浪の
1:42:17	基本設計方針とか添付とか補足とかにも多分全部出てくるのかなと思っていて、この間のヒアリングのときに、
1:42:28	内郭防護のやつは何か1-一番沈下しないことを何か明確に除くことを記載するとか、というような段階の説明を受けたかと思うんですけれども、そこの関連性といいますか。
1:42:46	今回、①の資料でいただいた回答内容を津浪の基本設計方針以下の図書については記載する方針だと思っていたんですけれどもそこの数なんかこの関係性といいますか、文章にそごが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:02	SHOEI、今のままで生じるのかなと思うんですけどもその辺の整合性はどうか考えられてるんですか。
1:43:19	東北電力の長谷川です。今の2-14ページのところとする今回のコメント回答の1、ちょっとそこ切り分けたいんですけども、1ページについてこれあくまでも内郭防護と内部溢水、その
1:43:33	記載についてなんですけども、今重さがおっしゃる通り、改革防護との
1:43:39	記載の採用は津浪耐津波設計として、1メートル沈下を考慮するそのエレベーションですね、そこら辺の記載についてはベターの津波側でもコメントを受けて外郭防護等、あとは、
1:43:54	内閣それとの金曜の部分であったりとか、その場合の記載っていうのをコメントを受けているので、そちらのほうでまとめて御回答いたします。
1:44:03	ちなみにこのグランドルール2-14ページに書いてあるF、ここの文言については、今おっしゃる通りで、こういう1メートルを沈下した値で書いている工認の書類については、すべからくこの注記を振るといような共通ルールにしているということです。はい。以上です。
1:44:33	規制庁ミナカワですすいませんちょっと1点教えて欲しいんですけど。
1:44:38	コメントの4番の
1:44:43	今回の新規性基準位がいいの改造工事の話なんですけど。
1:44:49	この一番下の熱交出口弁の改造、これをどのような改造をされることをちょっと教えてもらってもいいですか。
1:45:00	はい、発生東北電力の長谷川です。こちらの弁対等取りかえるんですけども、と今回工認としての改造工事の位置付けとしては、
1:45:10	弁ふたの厚さが変わるんですね。
1:45:14	今既工認では特に弁二股さとか書いてないんですけども、今の最新のルールだと記載事項主要寸法として弁ふたの厚さっていうのがありまして、その変更を伴うので、
1:45:27	人化を伴う要は着手制限工事ということでとらえていますはい、以上です。
1:45:37	規制庁の薩川ですわかりました。
1:45:49	ほか規制庁の止野ですけど、今の質問に関連してそのコメントの4番の四つ、
1:45:56	は、これはあれですか、その伝票に基づいて工事計画の変更。
1:46:03	届け出難しい認可申請があるものということでしょうか。
1:46:12	はい、東北電力の長谷川です。はい。今おっしゃる通りで、別表の数値を規定に従って認可が必要な事項となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:23	わかりました。これこそそれぞれの目的とか、あと要目表が問答が変更前変更後でどうなるのかっていうのは、これがそれぞれ単独で出てきたと仮定したときに、
1:46:38	提出される、要目表なり添付書類なりっていうのは、それぞれで最後言っちゃおうと思うんですけども、それぞれ個別にちょっと説明していただきたいんですけども、これからですね新規制基準適合性審査がなければ、
1:46:56	個別に出てくる書類ですよ。うんであればその個別にちょっとちゃんと説明をしていただきたいと思うんですが、
1:47:04	そこをちょっとお願いをしたいと思います。
1:47:09	はい、東北電力のハセガワですはい今あのご理解しましたので、承知しました。
1:47:33	はいそれでは規制庁側からの方の確認事項等は以上なんですけれども、その他何か東北電力の方からコメント等ございますでしょうか。
1:47:49	はい。
1:47:51	はいこちら本店側です特に確認事項ございません。
1:47:56	東北電力のハセガワですけれども、この後任の作成要領については、多分これから、ほかの審査それ踏まえてこの共通ルールのほうに反映していく事項があると思いますので、まず今回の回答をいただいたコメント、指摘事項に対してはコメント。
1:48:15	回答ということでまずはここで仮の状態にさせていただくことは可能かなとから最後に全部フィードバックをかけるというようにしたいんですが、いかがでしょうか。
1:48:28	はい。承知いたしました。はい、それはこの資料ですね、仮フィックスということで、今日の確認事項等も含めて今後フィードバックしていただくということで理解いたしました。
1:48:45	以上、特になければこれで作成要領に関するヒアリングを終わりたいと思います。
1:48:53	どうもありがとうございました。
1:49:00	はい、ありがとうございました。
1:49:02	。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。